

生活福祉資金貸付制度のご案内

低所得、障害者及び高齢者世帯の方に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

※このリーフレットでは、お住まいの市町村の社会福祉協議会を「市町村社協」と略して記載しています。

■ 貸付対象世帯

世帯区分	対象世帯	所得基準等 ^{※1}
低所得世帯	独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯	生活保護法にいう生活扶助基準の概ね1.7倍以内
障害者世帯	障害者 ^{※2} が属する世帯	償還の際に生活保護基準以上の生活の見通しが立てられること
高齢者世帯	日常生活上療養又は介護を要する ^{※3} 65歳以上の高齢者が属する世帯	生活保護法にいう生活扶助基準の概ね2.5倍以内

◎「障害者世帯」・「高齢者世帯」の方からの申請は、借受ける資金が世帯の障害者または高齢者の本人のために利用される場合に限りします。

◎本制度は他法他制度を優先としますので、同じ目的で他法他制度を利用されている方及びこれから利用される方は対象外になります。

※1 所得基準・・・お住まいの市町村や世帯構成の年齢、人数により異なります。対象世帯に該当するか否かについては、市町村社協に問い合わせてください。

※2 障害者・・・原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の手帳の交付を受けている方。または障害者総合支援法によるサービスを利用している等これらと同程度と認められる方。

※3 日常生活上介護を要する状態・・・介護保険法にいう「要介護1」以上。

■ 相談・貸付から償還（返済）まで・・・

相談	本資金は世帯への貸付となります。世帯状況について詳しく伺い、必要書類により確認を行います。担当民生委員または市町村社協に相談してください。
申請	借入申込書に記載し、必要書類を市町村社協に提出してください。 (資金ごとに必要な書類を整えていただき、内容によって追加で書類の提出を求める場合があります。)
民生委員調査	資金種類によっては担当民生委員と面接をし、世帯状況の確認と借受後の支援について話し合いを行います。
審査	貸付について、茨城県社会福祉協議会にて審査をします。
貸付の可否	文書で通知します。
借用書記入	貸付決定をした場合、借用書に自筆の署名、実印を押し、印鑑登録証明書とともに市町村社協を通じて提出してください。
資金交付	指定口座へ送金します。資金交付後、借入金の資金使途が確認できる領収書等を借入申請を行った市町村社協に提出してください。
償還（返済）	払込取扱票または口座振替による償還となります。 ※ 返済期限を過ぎても償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の率で延滞利子が生じます。

※ 申請のために提出された書類は返却いたしません。

※ 貸付不承認となった場合、不承認理由の開示は行っておりません。

借受人・連帯借受人・連帯保証人について

☆借受人（借入申込者）

世帯の生計中心者（総合支援資金においては離職前において生計中心者）が借受人となります。特に、65歳以上の高齢者が借受人となる場合は、連帯借受人または連帯保証人を立てていただく場合があります。

また、連帯借受人を立てずに未成年者が借受人となることはできません。

☆連帯借受人

教育支援資金の借入申込を行う際は、就学しようとする者を借受人とし、生計中心者の方が連帯借受人となります。

※生計中心者を借受人とする必要がある場合は、市町村社協にご相談ください。
(福祉費においても連帯借受人を立てる必要が生じる場合があります。)

☆連帯保証人

借入申込者は原則として連帯保証人1名を立てる必要があります（緊急小口資金を除く）。ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の借入申込みをすることができます。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担していただくこととなります。

《連帯保証人の要件》 ※次のいずれの要件も満たす方であれば連帯保証人になることはできません。

- ① 借入申込人及び連帯借受人とは別世帯で、原則茨城県内に居住し、かつ、借受人世帯の生活の安定に熱意を有する方。
- ② 健康で、連帯保証人1人の収入が本制度でいう（連帯保証人世帯の）低所得基準を上回る方で、将来にわたって年金受給権のある方。
- ③ 年齢は原則として借受人の最終償還時において65歳未満となる方。
- ④ 現在、本資金の借受人または連帯借受人でない方。

《その他の留意事項》

★暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は「貸付対象外」です。

なお、審査にあたっては、借入申込者及びその世帯員について関係機関に照会を行います。

★外国籍の方

外国籍の方については、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 在留資格が「永住者」及び「特別永住者」であること。
- (2) 現住所に6か月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること。

★生活保護世帯の方

福祉事務所の担当ケースワーカーを通じて相談してください。

★債務整理手続き中の方

債務整理手続き中の方は、原則、「貸付対象外」となります。

★過去に生活福祉資金の借入れをして、滞納中の方が属する世帯は「貸付対象外」となります。

償 還 に つ い て

☆償還は、貸付終了後、据置期間を経て、償還計画に基づいて償還していただきます。

すえおき
Q. 据置期間とは？

A. 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間^{ゆうよ}のことを指します。この間は無利子となります。資金の種類や借入理由等により据置期間が異なる場合があります。

☆償還開始6月前には、「償還開始のお知らせ」を送付します。（緊急小口資金を除く）

☆償還方法は、「口座振替（引落し）」または「払込票」がございます。

なお、償還に伴う手数料は払込人の負担とさせていただきます。

☆償還開始後、定期的に「生活福祉資金貸付金償還残額のお知らせ」を送付します。なお、一定期間滞納が発生した場合、「生活福祉資金貸付金償還滞納に対する督促（督促状）」を送付します。

☆償還完了した場合、後日、「償還完了のお知らせ」とともに、借用書をお返しします。

☆償還期限までに完済できなかった場合は、最終償還期限の翌日から残元金に対して年3%の延滞利子が日割りで発生することになりますので、計画的に償還できるように留意してください。

借 受 期 間 中 の 厳 守 事 項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守していただきます。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 改名・改姓したとき。
 - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
 - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合。
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合。
 - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合。

失業者等の自立のための貸付

生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯に対し、新たな仕事を見つける等生活の再建を行う間の生活費等の貸付を行い、自立に向けた支援をすることを目的とした貸付です。失業以前に借入申込者が生計を維持していた実績が必要です。

《総合支援資金》

資金種類	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利子
生活支援費※	低所得世帯	月額200,000円 (単身150,000円)	12月以内	6月以内	10年以内	連帯保証人有…無利子 無…年1.5%
住宅入居費		400,000円	—			
一時生活再建費		600,000円	—			

※ 貸付期間は、原則として3月とし、必要と認められる場合において最長12月まで貸付けが延長できます。

※ 初回申請時に連帯保証人を立てない場合には、貸付総額1,000,000円未満かつ貸付期間6月以内を限度とします。

○ 生活支援費

生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費

※ 就労時の収入や家計の支出状況等を確認した上で必要最低限の額となります。

○ 住宅入居費

住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費（敷金・礼金等）

○ 一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

《対象世帯》

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、次の（ア）～（カ）のいずれの条件にも該当する世帯。

- （ア）低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- （イ）借入申込者の本人確認が可能であること
- （ウ）現に住居を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- （エ）実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- （オ）実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- （カ）失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと

- ◆ 離職後2年を過ぎている場合や就労期間中の生計の維持の確認ができない場合、就労期間中においても生計の維持ができていなかったと認められる場合などは、貸付の対象とすることができません。
- ◆ 生活支援費の貸付月額は、貸付限度額の範囲内であっても就労時の月収を超えての貸付は行いません。
- ◆ 貸付期間中は、世帯の収支状況及び就職活動状況等について毎月報告が必要です。報告を怠った場合や貸付金を資金使途どおりに使用しなかった場合など、貸付の停止または一時償還を求めることとなります。

一時的に必要なになる費用を賄うための貸付

＜福祉資金：福祉費＞

資金の目的	貸付対象			貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
生業を営むために必要な経費	●	●	—	4,600,000円	6月以内	20年	連帯保証人 有…無利子 無…年1.5%
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	技能習得期間が 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円		8年	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000円		7年	
福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700,000円		8年	
障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500,000円		8年	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000円		10年	
負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	療養又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間 1年以内 1,700,000円 1年を超え1年6月以内 2,300,000円		5年	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●			5年	
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	●	●	●	1,500,000円		7年	
冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年	
その他日常生活上一時的に必要な経費 ・修学旅行等の費用 ・帰省用費用 ・年金の掛金 ・冷暖房器具の購入等	●	●	●	500,000円		3年	

- ◆他法他制度が優先となり、他法他制度と重複して貸付を受けることができない場合があります。
- ◆原則として、既に払い終わっている経費や購入等の契約が済んでいる経費は、貸付の対象とはなりません。
- ◆資金を借り受けるには民生委員による面接が必要です。また、貸付から償還完了までの過程で、民生委員による相談支援活動が行われます。
- ◆生業を営むために必要な経費及び障害者用自動車の購入に必要な経費の借入にあたっては、総経費の2割以上の自己資金の負担が必要です。この場合の自己資金は、他からの借入での調達は認めておりません。
- ◆費目毎に設けている条件を全て満たす必要がありますので、詳しくは市町村社協にお問い合わせください。

《緊急小口資金》

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付です。

※原則として自立相談支援事業による支援を受けることが貸付の要件となります。

貸付対象	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子	連帯保証人
低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	100,000円	2月以内	12月以内	無利子	不要

○以下の（ア）～（ケ）の理由が貸付対象となります。

- （ア）医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- （イ）火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき
- （ウ）年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- （エ）会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- （オ）滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- （カ）公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- （キ）法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- （ク）給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- （ケ）その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき

就学のための貸付

教育支援費…学校教育法に規定する高等学校、大学（専門職大学を含む）、短大（専門職短大を含む）、高等専門学校への就学に必要な費用。

就学支度費…上記学校への入学に際し必要な経費（入学時にのみ必要となる費用）。

資金種類	対象世帯	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子	連帯借受人
教育支援費	低所得世帯	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円	(当該学校 卒業後) 6月以内	20年以内	無利子	必要 (生計中心者 が連帯借受人 となる)
就学支度費		500,000円				

※ 教育支援費については、特に必要と認める場合、上記貸付限度額の1.5倍までを上限とします。

※ 他法他制度が優先となり、場合によっては他制度と重複して貸付を受けることができない場合があります。

進学を予定している学校が貸し付けの対象となる学校が否かについては、市町村社協に問い合わせてください。

不動産を担保にした生活費の貸付

不動産（土地・建物）を所有し、将来に渡りその住居に住み続けることを希望する低所得高齢者世帯の方へ、不動産を担保にして生活費の貸付を行い、その世帯の自立を目的とした制度です。

対 象 要 件	当制度を利用するにあたっては、以下の（ア）～（カ）の要件すべてに該当する必要があります。
	（ア）借入申込者が単独で所有または同居の配偶者と共有している不動産に居住していること（同居の配偶者と共有の場合、その配偶者は連帯借受人となる場合に限る）。 （イ）借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。 （ウ）借入申込者に配偶者または、借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。 （エ）借入申込者の世帯の構成員が原則として65歳以上であること。 （オ）借入申込者の世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。 （カ）借入申込者が居住している不動産の土地の評価額が1,000万円以上であること。

◆ 推定相続人の中から連帯保証人を立てていただきます。不動産の評価に要する経費及び登記等に必要な費用は借入申込者負担となります。

住居のない離職者への貸付

《臨時特例つなぎ資金》

離職し、住居を失った者が、公的給付又は公的貸付の交付を受けるまでの間、生計の維持が困難となった場合の貸付です。

※原則として自立相談支援事業による支援を受けることが貸付の要件となります。

貸付限度額	償還期限	貸付利子	延滞利子	連帯保証人
100,000円	公的給付又は公的貸付の交付を受けたときから1月以内	無利子	なし	不要

○貸付対象

- (1) 住居のない離職者であること。
- (2) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること。
- (3) 貸付けを受けようとする者の名義の金融機関の口座を有していること。

生活福祉資金の申込方法

お住まいの市町村の社会福祉協議会において、相談を進めてください。

生活福祉資金は、「世帯の自立」を支援する制度となりますので、世帯全体の状況を把握する必要があります。また、同一の生計を営む世帯員の収入や世帯の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて書類の提出を求めています。

(共通して必要な書類)

	項 目	書類例・留意事項
1	借入申込書	
2	世帯収支状況表	
3	住民票謄本	◎ 同一の生計を営む世帯全員分 ◎ 発行後、3月以内
4	本人確認書類	・ 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証 ほか ◎ 外国籍の方は必ず在留カードを提示してください。
5	世帯の収入の分かる書類	・ 源泉徴収票、給与明細 ・ 給付や手当の支給証明 ・ 金融機関口座の通帳 ほか
6	世帯の負債が分かる書類	・ 残高明細 ほか ◎ 生活福祉資金の借入れ、公共料金や税金などの滞納分も含めてください。
7	借入れ金額の根拠となる書類	・ 見積書 ほか
8	その他	◎ 借入れを希望する資金種類によっては、上記のほか に資料の提出を求める場合があります。

◆ 借入申込みに先立って、自立相談支援機関からの支援を受けていただく場合があります。

市町村社会福祉協議会所在地等一覧

令和4年10月1日現在

	市町村社協名	郵便番号	所在地	建物名	建物愛称	電話番号	FAX番号
1	水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1	水戸市役所(自立相談支援室)		029-291-3941	029-297-5515
2	日立市	317-0076	日立市会瀬町4-9-13	福祉プラザ		0294-37-1122	0294-37-1124
3	土浦市	300-0036	土浦市大和町9-2	土浦市総合福祉会館	ウララ2ビル	029-822-7610	029-824-4118
4	古河市	306-0221	古河市駒羽根1501	総和福祉センター	健康の駅	0280-92-7017	0280-33-6777
5	石岡市	315-0009	石岡市大砂10527-6	ふれあいの里石岡ひまわりの館		0299-22-2411	0299-22-2440
6	結城市	307-0001	結城市大字結城1194	結城市健康増進センター		0296-33-0225	0296-33-1037
7	龍ケ崎市	301-0007	龍ケ崎市馴柴町834-1	龍ケ崎市地域福祉会館		0297-62-5176	0297-62-5575
8	下妻市	304-0064	下妻市本城町3-36-1	下妻公民館 1階		0296-44-0142	0296-44-0559
9	常総市	303-0034	常総市水海道天満町2472	市民福祉センター	ふれあい館	0297-23-2233	0297-23-2234
10	常陸太田市	313-0041	常陸太田市稲木町33	常陸太田市総合福祉会館		0294-73-1717	0294-72-5449
11	高萩市	318-0031	高萩市春日町3-10	高萩市総合福祉センター		0293-23-8341	0293-23-8342
12	北茨城市	319-1542	北茨城市磯原町本町2-4-16	北茨城市地域福祉交流センター		0293-42-0782	0293-42-7666
13	笠間市	309-1704	笠間市美原3-2-11	笠間市地域福祉交流センターともべ		0296-77-0730	0296-78-3933
14	取手市	302-0021	取手市寺田5144-3	取手市福祉交流センター		0297-72-0603	0297-73-7179
15	牛久市	300-1292	牛久市中央3-15-1	牛久市役所分庁舎		029-871-1295	029-871-1296
16	つくば市	305-8555	つくば市研究学園1-1-1	つくば役所(生活・自立サポートセンター)		029-879-8825	029-879-7885
17	ひたちなか市	312-0041	ひたちなか市西大島3-16-1	ひたちなか市総合福祉センター		029-274-3241	029-275-0606
18	鹿嶋市	314-0012	鹿嶋市平井1350-45	鹿嶋市総合福祉センター		0299-82-2621	0299-83-0242
19	潮来市	311-2421	潮来市辻765	潮来保健福祉センター		0299-63-1296	0299-63-1265
20	守谷市	302-0116	守谷市大柏954-3	いきいきプラザ・げんき館		0297-45-0088	0297-48-5554
21	常陸大宮市	319-2254	常陸大宮市北町388-2	常陸大宮市総合保健福祉センター	かがやき	0295-53-1125	0295-53-1275
22	那珂市	311-0105	那珂市菅谷3198	那珂市総合保健福祉センター	ひだまり	029-298-8881	029-298-8890
23	筑西市	308-0806	筑西市小林355	筑西市総合福祉センター		0296-22-5191	0296-25-2400
24	坂東市	306-0632	坂東市辺田48	岩井福祉センター	夢積館	0297-35-4811	0297-36-2355
25	稲敷市	300-0504	稲敷市江戸崎甲1992	稲敷市江戸崎福祉センター		029-892-5711	029-892-5922
26	かすみがうら市	300-0121	かすみがうら市倉倉5462	かすみがうらウェルネスプラザ		029-898-2527	029-898-3523
27	桜川市	309-1223	桜川市鍛田612	桜川市岩瀬福祉センター		0296-76-1357	0296-76-2961
28	神栖市	314-0121	神栖市溝口1746-1	神栖市保健・福祉会館		0299-93-0294	0299-92-8750
29	行方市	311-3512	行方市玉造甲478-1	行方市地域包括支援センター		0299-36-2020	0299-55-4545
30	鉾田市	311-1528	鉾田市当間228	鉾田市老人福祉センター	ともえ荘	0291-32-5831	0291-32-5832
31	つくばみらい市	300-2312	つくばみらい市神生530	きらくやまふれあいの丘	すこやか福祉館	0297-57-0205	0297-57-0206
32	小美玉市	311-3436	小美玉市上玉里1122	小美玉市玉里保健福祉センター		0299-37-1551	0299-37-1552
33	茨城町	311-3131	東茨城郡茨城町小堤1037-1	茨城町総合福祉センター	ゆうゆう館	029-292-7141	029-292-3232
34	大洗町	311-1305	東茨城郡大洗町港中央26-1	大洗町健康福祉センター	ゆっくら健康館	029-266-3021	029-266-2739
35	城里町	311-4303	東茨城郡城里町石塚1428-1	城里町常北保健福祉センター		029-288-7013	029-288-7021
36	東海村	319-1112	那珂郡東海村村松2005	東海村総合福祉センター	絆	029-283-0205	029-283-4535
37	大子町	319-3526	久慈郡大子町大子722-1	大子町文化福祉会館	まいん	0295-72-2005	0295-72-1121
38	美浦村	300-0424	稲敷郡美浦村受領1546-1	美浦村デイサービスセンター		029-885-0038	029-840-4552
39	阿見町	300-0331	稲敷郡阿見町大字阿見4671-1	阿見町総合保健福祉会館	さわやかセンター	029-887-0084	029-887-9934
40	河内町	300-1331	稲敷郡河内町生板9593-1	河内町福祉センター		0297-84-2830	0297-84-4060
41	八千代町	300-3572	結城郡八千代町大字菅谷1033	八千代町保健センター		0296-49-3949	0296-49-3866
42	五霞町	306-0303	猿島郡五霞町大字江川3201	五霞町福祉センター	ひばりの里	0280-84-0765	0280-84-3887
43	境町	306-0404	猿島郡境町大字長井戸1681-1	境町社会福祉会館		0280-87-2525	0280-87-5825
44	利根町	300-1622	北相馬郡利根町大字布川2968	利根町民すこやか交流センター		0297-68-7771	0297-68-8072

茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館		029-244-4559	029-241-1434
------------	----------	------------	--------------------	--	--------------	--------------

あなたのご相談窓口は